4　両締約国が合意する他の規定に従うことを条件として、仲裁廷は、その手続及び仲裁地を定める。

5　仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従って下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6　各締約国は、自国が選定した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁廷の長がその職務を遂行するための費用及び仲裁廷の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十条　投資に関する合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(b)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には会合する。

第二十一条　最終規定

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。

2　この協定は、1に規定する通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生じ、十年の期間効力を有する。この協定は、最初の十年の期間の後、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行わない限り、引き続き効力を有する。終了の通告が行われる場合には、この協定は、当該通告の受領の後六箇月で終了したものとする。

3　この協定の終了の後、この協定の規定は、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、更に十年の期間適用する。

4　この協定は、第三条2の規定に従うことを条件として、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

平成二十八年二月五日（イラン暦千三百九十四年バフマン月十六日及び二千十六年二月五日に相当する。）に東京で、ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　岸田文雄
イラン・イスラム共和国のために
　Ａ・タイエブニア

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE ISLAMIC REPUBLIC OF IRAN
ON RECIPROCAL PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

Preamble

Japan and the Islamic Republic of Iran (hereinafter referred to as the "Contracting Parties"),

Desiring to intensify economic cooperation to the mutual benefit of both Contracting Parties;

Intending to utilise their economic resources and potential facilities in the area of investment as well as to create and maintain favourable conditions for investment by the investors of the Contracting Parties in each other's Territory; and

Recognising the need to promote and protect investment by the investors of the Contracting Parties in each other's Territory;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purpose of this Agreement, the meanings of the terms used therein are as follows:

1. The term "investment" refers to every kind of asset, invested directly or indirectly by an investor of a Contracting Party in the Territory of the other Contracting Party in accordance with the laws and regulations of the other Contracting Party, including the following:

(a) an enterprise and a branch of an enterprise;

(b) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;

(c) bonds, debentures, loans and other forms of debt;

(d) futures, options and other derivatives;

(e) rights under contracts, including turnkey, construction, management, production or revenue-sharing contracts;